



薬局・薬剤師のためのニュースメディア

HARMACY NEWSBREAK

健保連・幸野理事　かかりつけ薬剤師推進で調剤権確立を、後発品変更も「薬剤師判断が当たり前」



健康保険組合連合会の幸野庄司理事（中医協委員）は24日、東京都内で開かれた保険薬局経営者連合会のフォーラムで講演し、医薬分業の本来の目的を実現するためには処方権と調剤権が同等であることが前提になると指摘。かかりつけ薬剤師の推進などを通じて、国民の信頼を獲得し、処方権と同等の調剤権の確立に取り組むよう訴えた。具体的には、後発医薬品への変更などは薬剤師の判断だけで可能にするよう求めた。

【写真】フォーラムで講演する健保連の幸野理事

幸野氏は、「分業の本来的な目的は医師、薬剤師がそれぞれの専門性を發揮し、医療の質の向上を図ること。しかし、処方権と調剤権が同等であるということがどんどん崩れてきたのではないか」と指摘。「その結果、調剤薬局は調剤権を強化することよりも立地の便利性でお客様を誘導する流れにいってしまったのではないか」と述べた。

その上で、2016年度診療報酬改定に関し、「かかりつけ薬剤師、それから基準調剤加算の要件の厳格化など、かかりつけ機能を推進するためのきっかけづくりができた。この2年間にその算定を増やしていくかが次期改定に向けての足掛かりになる」と強調。さらに「患者のための薬局ビジョン」に沿った形での対物業務から対人業務へのシフトや、薬剤師が中心となった減薬・残薬対策も今回の改定が道を開いたものとの認識を示した。

•処方薬の日数調整、薬剤師の判断で

ただ、幸野氏は残薬対策のため、今回の改定で薬局で患者の残薬が確認された場合、医療機関に疑義照会した上で調剤するか、医療機関へ情報提供するかのいずれかの対応をとることになったことについて、「これも処方権と調剤権の圧倒的な差が出ているような見直しだ。薬局が残薬を見つけた場合、医師に情報提供して処方箋を変更してもらうことが必要なのか」と疑問視。医療機関に確認しなくとも薬剤師の判断で調整していくべきだと述べた。

後発医薬品の変更不可欄についても「こういったものが処方箋にいるのか。後発品は国によって安全性が担保されているので、薬剤師の調剤権で（後発品に）変更するのが当たり前のことだ」と述べ、薬剤師の調剤権を取り戻し、処方権と調剤権を同等にしていく取り組みが求められると訴えた。